

年収130万超でも2年間は扶養認定！

経営安定セミナー

パート社員のさらなる社会保険適用拡大化！

年収の壁

2025年以降
大改正はある!?

徹底理解&対策セミナー

103万、106万、130万等、昨今パート社員を巡る「年収の壁」がニュースを賑わせています。従来から配偶者との扶養関係を維持するために多くのパート社員が労働時間の調整を行ってきましたが、最近の人手不足の状況に逆行する動きとして社会問題にもなっています。パート社員を巡っては税制度と社会保険制度が絡み合う複雑さに加え、最低賃金の相次ぐ引き上げで一層その解決を難しくしています。本セミナーでは最新の法制度の確認はもちろん、国がその対策として用意した被扶養者認定制度や助成金についてもわかりやすく説明しますので、ぜひご参加ください。

日時 令和7年 **2月4日** 火
13:30~15:00

場所 呉商工会議所 6階 大会議室

受講料 **無料**

定員 **40名** 定員になり次第締め切ります

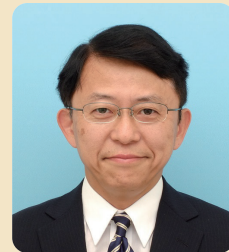
講師プロフィール

横浜リンケージ社労士事務所代表
特定社会保険労務士

くら なか かず ひろ
蔵中 一浩 氏

管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。

社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。



講座内容

- こんなにある年収の壁
 - ・103万円 ・106万円 ・130万円
 - ・150万円 ・201万円
- 税制度と社会保険制度の交錯を紐解く
- 労働時間とおカネの関係
- 具体的事例で考える
- 会社としてベストなパート社員の働かせ方とは？
- 年収の壁・支援強化パッケージ
 - ・キャリアアップ助成金 ・被扶養者認定の円滑化
 - ・配偶者手当の見直し

【申込先】 〒737-0045 呉市本通4丁目7-1 呉商工会議所 経営安定特別相談室

TEL 0823-21-0151 FAX 0823-25-5544

下記受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等にてお申込み下さい。

「年収の壁セミナー」 受講申込書

令和 7 年 月 日

事業所名			
所在地	役職名		
電話番号	受講者名		

※ご記入頂いた情報は、呉商工会議所からの各種連絡のために利用することがあります。